

平成 31 年度 輸送の安全に関する取組について

安全に関する基本方針

- 1 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

平成 31 年度の安全目標

- ① 飲酒運転の根絶
- ② 交通 人身事故・物損事故・車内事故 0 件にする。
- ③ 無事故記録を作成する。（今年度から）
- ④ 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故（重大事故） 0 件にする

事故種別	平成 31 年度事故件数	令和 2 年度目標
重大事故	0 件	0 件
交通人身事故（軽傷）	0 件	0 件
交通物損事故（※1）	1 件（有責）	0 件
交通車内事故	0 件	0 件

（※1）交通物損事故は警察に届けを出した事故件数

目標達成の為の具体的計画

- 1) バスを新しいものに更新する
- 2) アルコールチェッカーを最新のものに変更する
- 3) ドライブレコーダーを全車に装着する
- 4) 基礎講習を希望者に受講させる
- 5) 運行管理試験を希望者に受験させる
- 6) 乗務員の教育教材を専門会社から購入する。

令和元年度の計画達成報告

- 1) バスを 8 台代替えました。
- 2) アルコールチェッカーを最新のものにしました。（2 営業所分）
- 3) ドライブレコーダーを全車新規格のものに更新しました。
- 4) 基礎講習を 2 名に受講させました。
- 5) 運行管理試験を 3 名申し込みました
- 6) 乗務員教育の専門会社と教材提供契約を結びました

●輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な取り組み計画を作成します。

(1) 現状の把握

安全統括管理者が各職場を視察し、問題点等情報を収集し解決に努めます。

(2) 事故・ヒヤリ・ハット等

事故後の事故当事者研修を行い、必要に応じて事故対策機構の特別診断の実施し診断結果をもとに個人指導。

全乗務員に対して事故防止研修（年2回）予定

(3) 内部監査の実施

安全統括管理者が、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として安全マネジメントの実施状況を点検するため、適切な時期を定め年に1回内部監査を行います。

内部監査実施結果（PDF）の通りです。

(4) 利用者・顧客からの安全に関する要望・クレーム

顧客とのコミュニケーションを取り、乗客目線からの情報を収集するとともに必要に応じた解決に努めます。

(5) 前年度の計画の実施状況

※今年度からの実施の為、前年度の実施状況はありません。

●輸送の安全に関する情報伝達・共有

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等（PDF）の通りです。

●輸送の安全に関する重点施策

安全管理規程第6条（輸送の安全に関する重点施策等）に定める輸送の安全に関する重点施策は、輸送の安全に関する方針及び目的に基づき、次の通り遂行する。

- (1) 関係法令及び安全管理規程に定められた事項の遵守
- (2) 全従業員に意識向上と職場風土の改善
- (3) 安全に関する費用支出・投資を積極的に行う
- (4) 内部監査を行い、必要な是正処置または予防措置
- (5) 情報の連絡体制の確立及び社内に於ける必要な情報の伝達、実施
- (6) 管理者、乗務員に対する教育及び研修に関して具体的な計画の作成、実施
- (7) 事業計画（運転手の確保）

（宮古島営業所）

・前年度に宮古営業所管内に入港したインバウンド（海外クルーズ船）の入港回数を基に車両台数に応じた、適正な人員を配置する。

車両台数 9台 人員配置 6名 兼務乗務員 3名

- ・石垣本社との兼務乗務員も含め、欠員が出る場合はハローワーク及び人材紹介所への手配等で人材を確保する。

(石垣本社)

- ・前年度の石垣本社管内に入港したインバウンド（海外クルーズ船）の入港回数を基に車両台数に応じた、適切な人員を配置する。

車両台数 14 台	人員配置 6 名	兼務乗務員 4 名
-----------	----------	-----------

- ・宮古営業所との兼務乗務員も含め、現在ハローワークにて自在募集中。

各営業所共に、必要人材は満たしているがクルーズ船の入港回数が大幅に増える場合の事態も想定して兼務乗務員をさらに増員するため、各種資格、講習等を積極的に受講させ人員配置に努める。

兼務乗務員 4 名 ⇒ 最大 8 名 (増員計画中)

事業計画に基づく人員確保

- ・現在もハローワークにて人材募集中。

●輸送の安全に関する費用支出及び投資

老朽化車両を把握し翌年度の代替えに向けて計画を立て、経年劣化による故障や事故のリスク回避に努めます。

●事故・災害等に関する報告連絡体制

異常事態・事故・災害発生時の連絡体制 (PDF) の通りです。

●安全統括管理者及び安全管理規定

(1) 安全統括管理者

取締役専務 田盛 孝子

(2) 安全管理規定 (PDF) の通り

●輸送の安全に関する教育及び研修の計画

当社では従業員の安全意識向上・事故防止に努める、年間教育を作成し研修・指導を行います。

研修名	対象者	実施回数
管理者研修	運行管理者・整備管理者	1 回/年
初任運転者教育	初任運転者	入社時
高齢者運転教育	65 歳以上運転者	随時
事故防止研修	全運転手	2 回/年
事故者惹起者教育	事故惹起運転者	随時

●行政処分

2019 年度

(1) 行政処分等の年月日	令和元年 5 月 14 日
(2) 事業者氏名又は名称	有限会社南ぬ島交通 代表取締役 下野英信 (法人番号：3360002021781)
(3) 事業所及び当該行政処分等に係る 営業所の所在地	(事業者) 沖縄県石垣市新川 822-8 (営業所) 同上
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反条項	道路運送法第 27 条第 3 項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	平成 30 年 1 月 17 日、継続的な監査が必要な事業者であることを端緒に監査を実施。3 件の違反が認められた。 (1) 運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届違反 (法第 9 条の 2 第 1 項) (2) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反(旅客自動車運送事業運輸規則第(以下「運輸規則」) 37 条第 1 項 (3) 乗務員台帳の作成、備付け義務違反 (運輸規則第 37 条第 1 項) (4) 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する指導監督義務違反 (運輸規則 38 条第 1 項) (5) 運転者に対する指導及び監督に係わる記録の作成・保存義務違反 (運輸規則 38 条第 1 項) (6) 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 (運輸規則 38 条第 2 項)
(7) 違反点数付与状況 (累積点数)	(事業所) 65 点 (営業所) 1 点